

道の駅みろく指定管理者募集要項

平成30年9月
さぬき市

目 次

1 施設の概要	7 申請資格・条件 (1) 申請資格 (2) 申請条件
2 管理の基準 (1) 利用時間・休館日 (2) 関係法令・条例の遵守 (3) 個人情報の保護 (4) 情報公開 (5) 行政手続条例の適用 (6) 文書の管理 (7) 守秘義務 (8) 業務の一括委託の禁止 (9) 事業報告書の提出 (10) 事業計画書及び収支計画書の提出	8 指定申請 (1) 指定申請及び選定スケジュール (2) 募集要項の配布期間及び配布場所 (3) 現地説明会 (4) 質問の受付 (5) 申請関係書類の受付 (6) 提出書類 (7) 提出部数 (8) その他
3 業務の範囲 (1) 施設の維持管理に関する業務 (2) 施設の管理運営に関する業務	9 選定方法 (1) 選定基準 (2) 選定結果
4 指定の期間	10 指定管理者の指定及び協定の締結
5 指定管理業務に要する経費 (1) 指定管理料 (2) 指定管理料の支払い (3) 修繕等	11 運営状況の確認等
6 経費の負担（リスク分担）	12 留意事項
	13 問い合わせ先
	○添付資料 【様式】 ・指定申請書（様式第1号） ・事業計画書（様式第2号） ・収支予算書（様式第3号） ・誓約書（様式第4号） ・申請取下書（様式第5号） 【別紙】 ・現地説明会への参加申込書【別紙1】 ・募集内容等質問書【別紙2】 【資料】 ・決算資料【資料1】 ・利用者数【資料2】 ・運営状況【資料3】

さぬき市は、道の駅みろくの効果的かつ効率的な管理運営を行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及びさぬき市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 16 年条例第 20 号。以下「指定管理者条例」という。）に基づき、道の駅みろくの管理運営業務を行う事業者（以下「指定管理者」という。）を募集します。

1 施設の概要

- 名 称 道の駅みろく
- 場 所 さぬき市大川町富田中 3298 番地 1
- 施設規模 敷地面積 9,791 m²
 - レストラン棟（木造平屋建 144 m²）
 - 物産館棟（木造 2 階建 143 m²）
 - 駐車場（小型 50 台、大型 4 台、身障者用 2 台）
 - 屋外トイレ（男用...小 8 器、大 3 器 女用...10 器 身障者用 1 器）
 - 情報スペース、屋外公衆電話

2 管理の基準

(1) 利用時間・休館日

- ・利用時間 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
- ・休 館 日 水曜日

※指定管理者は、指定管理者募集要項 3 に示す業務（以下「管理業務」という。）の実施にあたり、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を受けて、利用時間及び休館日を変更することができます。

(2) 関係法令・条例の遵守

管理業務の遂行にあたっては、次の法令等の内容を理解のうえ、遵守してください。

- ① 地方自治法及び労働関係法令
- ② さぬき市道の駅設置条例（平成 14 年条例第 175 号）
- ③ 指定管理者条例及びさぬき市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 37 号）
- ④ その他業務運営管理上必要となる関係法令、条例及び規則

(3) 個人情報の保護

管理業務の実施にあたって、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、取り扱う個人情報は適切な管理を行うことが必要です。

また、さぬき市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 7 号）に規定する実施機関と同等の責務を負います。

(4) 情報公開

管理業務の実施にあたって作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録等で指定管理者が管理するものについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）及びさぬき市情報公開条例（平成 14 年条例第 11 号）の趣旨に則り、市と協議し適切に情報公開を実施して下さい。

(5) 行政手続条例の適用

施設の利用許可等の手続きについては、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）及びさぬき市行政手続条例（平成 14 年条例第 10 号）に基づき行うことが必要です。

(6) 文書の管理

管理業務の実施にあたって作成し、又は受領した文書等は、指定期間満了の日まで適正に管理、保管することが必要です。また、指定期間終了又は解除された後に、市の指示に従って引き渡して下さい。

(7) 守秘義務

管理業務の実施にあたって知り得た内容を第三者に漏らしたり、個人の利益のために使用してはなりません。

(8) 業務の一括委託の禁止

管理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わすことはできません。

(9) 事業報告書の提出

毎年度終了後、30 日以内に業務全般に関する事業報告書を作成し、提出することが必要です。

(10) 事業計画書及び収支計画書の提出

次年度開始前に、事業計画書及び収支計画書を提出することが必要です。

3 業務の範囲

指定管理者は、次の業務を行わなければなりません。

詳細は、別冊「業務仕様書」に従い実施することになります。

(1) 施設の維持管理に関する業務

- ① 清掃に関する業務
- ② 施設・設備保守点検及び定期検査
- ③ 修繕等
- ④ その他

(2) 施設の管理運営に関する業務

- ① 事業計画書及び収支計算書の作成
- ② 事業報告書の作成
- ③ 利用統計（施設利用者数等の集計・報告）
- ④ 職員研修
- ⑤ 施設の利用促進
- ⑥ その他

4 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日（5 年間）

ただし、管理を継続することが適当でないとき、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消すことがあります。

5 指定管理業務に要する経費

(1) 指定管理料

指定管理料はさぬき市と指定管理者の協議により、予算の範囲内において、毎年度締結する年度協定書に定めるものとします。

(2) 指定管理料の支払い

指定管理料は、会計年度ごとに支払います。

支払い時期や方法は、年度協定で協議の上、定めます。

(3) 修繕等

施設の修繕及び改修（以下「修繕等」という。）費用が1件につき10万円（消費税相当額を含む）を超えないものについては、指定管理者において実施して下さい。1件につき10万円（消費税相当額を含む）を超えるものについては、市と協議した上、修繕等が必要な場合は市が実施するものとします。

なお、指定管理者において修繕等をした物件であっても、指定期間が終了した場合、当該物件の権利はさぬき市に帰属するものとします。

6 経費の負担（リスク分担）

市と指定管理者の経費の分担は、原則として下記のとおりとします。

責任分担	リスク項目	リスク内容	負担者	
			市	指定管理者
応募要領リスク	書類の誤り	募集要項等市が作成した書類に起因するもの	●	
		申請書等指定管理者が作成した書類に起因するもの		●
制度関連リスク	法令の変更	管理運営業務に直接関係する法令の新設・変更によるもの	●	
	税制の変更	管理運営業務に影響を及ぼす税制変更によるもの	●	
		上記以外の一般的な税制変更によるもの		●
維持管理リスク	金利の変動	金利の変動によるもの		●
	物価の変動	物価の変動によるもの		●
	施設競合・需要変動	施設競合による利用者減、収入減		●
		当初の需要見込みと異なる状況		●
	施設・設備の損傷	施設本体に関わる経年劣化によるもの及び第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの	●	●
		不可抗力（市及び指定管理者のいずれの責めにも帰しがたい台風等自然現象）によるもの	●	
	備品の損傷	市貸与備品に係る不可抗力又は経年劣化によるもの	●	
		市貸与備品に係る管理の瑕疵から生じたもの		●
指定管理者が取得した備品（所有者は指定管理者）			●	
展示物・資料等の損	指定管理者の責めに帰する事由のもの		●	

	傷	指定管理者の責めに帰さない事由のもの	●	
	管理運営に係る事故	施設の設置の瑕疵から生ずるもの	●	
		施設の管理運営の瑕疵から生ずるもの		●
	運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等、及び自主事業運営によるもの		●
		施設本体の改修等による臨時休館等		●
	行政的理由による事業の変更	行政的理由から業務の全部又は一部を中止した場合または業務内容を変更した場合	●	
	債務不履行	指定管理者による業務及び協定内容の不履行		●
セキュリティ	指定管理者の警備不備によるもの		●	
	上記以外のもの	●		
社会リスク	第三者への賠償	指定管理者の責めに帰する事由のもの		●
		上記以外のもの	●	
	周辺地域・利用者への対応	地域との協調		●
		施設の設置に対する利用者や地域住民からの要望、苦情、反対、訴訟への対応に関するもの	●	
		施設の管理運営に対する利用者や地域住民からの要望、苦情、反対、訴訟への対応に関するもの		●
	保険への加入	管理業務に関し施設利用者への対応に関するもの		●
		施設の設置に関するもの（火災共済保険）	●	●
施設の管理に関するもの（施設賠償責任保険）		●	●	
	管理運営業務に関するもの（車両保険・利用者に係る保険等）		●	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市又は指定管理者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象）によるもの		協議	
指定期間終了時	指定管理者の指定の期間が終了した場合、または指定を取消した場合の撤収に関するもの		●	
その他	市の責めに帰すべき事由は市が、指定管理者の責めに帰すべき事由は指定管理者がそれぞれリスク負担をする。			

※本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、市と指定管理者が協議の上、決定するものとします。

7 申請資格・条件

(1) 申請資格

申請者は、法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）とし、個人での申請はできません。

また、次の事項に該当するものが申請することはできません。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加の制限を受けているもの。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づき更生又は再生手続き等をしているもの。
- ③ 国税(法人税、消費税及び地方消費税)又は地方税を滞納しているもの。
- ④ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者としての指定を取り消され、その取消の日から2年以上を経過していないもの。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団又はそれらの利益となる活動を行うもの

(2) 申請条件

- ① 申請する法人等は、香川県内に本店又は主たる事務所を有していること。
※複数の法人等によるグループで申請(以下「グループ申請」という。)をする場合、構成しているすべての法人等が香川県内に本店又は主たる事務所を有していること。
- ② グループ申請の場合は、グループ名称、グループを代表する法人等を定めて下さい。
- ③ 単独で申請するものは、グループ申請の構成員となることはできません。
- ④ 一つの法人等が複数のグループにまたがり構成員となることはできません。

8 指定申請

(1) 指定申請及び選定スケジュール

項目	日程
募集要項の配布	平成30年9月10日(月)～平成30年9月26日(水)
現地説明会参加申込期限	平成30年9月18日(金)
現地説明会	平成30年9月19日(水)
質問の受付	平成30年9月7日(金)～平成30年9月18日(火)
申請関係書類受付期間	平成30年9月10日(月)～平成30年9月26日(水)
選定審議会による審査	平成30年10月16日(火)
審査結果の通知	平成30年11月中旬
指定管理者の指定議案議決	平成30年12月定例さぬき市議会
指定管理者の指定及び協定の締結	平成31年1月以降

(2) 募集要項の配布期間及び配布場所

① 配布期間

平成30年9月10日(月)から平成30年9月26日(水)まで

(ただし、さぬき市の休日を守る条例(平成14年条例第2号)第1条に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く。)

各日とも午前 9 時から午後 5 時まで

② 配布場所

〒769-2195

香川県さぬき市志度 5385 番地 8

さぬき市役所 2 階

さぬき市建設経済部 商工観光課

又は、さぬき市ホームページからダウンロード可能です。

(さぬき市ホームページアドレス : <http://www.city.sanuki.kagawa.jp/>)

(3) 現地説明会

① 日時

平成 30 年 9 月 19 日(水)

受付 : 午後 2 時 30 分から

説明会 : 午後 3 時から

② 場所

さぬき市道の駅みろく

〒761-0902

香川県さぬき市大川町富田中 3298 番地 1

③ 申込方法

現地説明会参加申込書【別紙 1】に必要事項を記入のうえ、平成 30 年 9 月 18 日(火)までに、持参、郵送、FAX 及び電子メールに添付して申し込んで下さい。

④ 申込先

〒769-2195

香川県さぬき市志度 5385 番地 8

さぬき市建設経済部 商工観光課

F A X 087-894-3444

E-mail syokokanko@city.sanuki.lg.jp

(4) 質問の受付

① 受付期間

平成 30 年 9 月 10 日(月)から平成 30 年 9 月 18 日(火)まで

② 提出方法

質問書【別紙 2】に記入のうえ、FAX 及び電子メールに添付して提出して下さい。

口頭及び電話での質問はお受けできません。

回答は適宜行います。ただし、質問内容によっては回答まで時間がかかる場合があります。

※質問及び回答はさぬき市ホームページに掲載いたします。

③ 提出先

さぬき市建設経済部 商工観光課

F A X 087-894-3444

E-mail syokokanko@city.sanuki.lg.jp

(5) 申請関係書類の受付

- ① 受付期間
平成30年9月10日(月)から平成30年9月26日(水)まで
(ただし、市の休日を除く。)
- ② 受付時間
午前9時から午後5時まで
- ③ 提出方法
持参又は郵送にて提出して下さい。
※郵送の場合は書留郵便により締切日必着。
- ④ 提出先
〒769-2195
香川県さぬき市志度5385番地8
さぬき市建設経済部 商工観光課 観光係

(6) 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を提出してください。

- ① 指定管理者指定申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 収支計画書(様式第3号)
- ④ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類(法人以外の団体は会則)
- ⑤ 法人にあっては当該法人の登記簿謄本
- ⑥ 業務内容及び経営内容を説明する書類(申請日の属する事業年度の前年度に係る業務内容及び財務状況が記載されているもの(貸借対照表、財産目録等))
- ⑦ 国税(法人税、消費税及び地方消費税)並びに地方税の滞納がないことを証明する書類 ※納税証明書、完納証明書等
- ⑧ 誓約書(様式第4号)
- ⑨ グループ内協定書(グループ申請の場合必要。)

(7) 提出部数

10部(正本1部 副本9部)。ただし、⑨については写し10部とします。

(8) その他

- ① 申請に要する経費等は、申請者の負担とします。
- ② 提出された書類の内容を変更(軽微な変更は除く)することはできません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じて複写します。
- ④ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- ⑤ 申請書類の提出後に申請を取下げの場合は、申請取下書(様式第5号)を提出して下さい。
- ⑥ 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格といたします。
- ⑦ 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

9 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、さぬき市指定管理者選定審議会が、申請書の書類審査及びプレゼンテーションによる審査を実施します。

(1) 選定基準

指定管理者の選定にあたっては、次の基準に基づいて審査を行います。

- ① 申請書の事業計画書による当該施設の運営が、住民の平等利用を確保することができるものであること。
- ② 申請書の事業計画書の内容が、当該施設の効用を最大限発揮するものであること。
- ③ 管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。

(2) 選定結果

選定結果については、すべての申請者に文書で通知します。

※一又は複数の申請があった場合でも、指定管理者の候補者なしとする場合があります。

1 0 指定管理者の指定及び協定の締結

指定管理候補者は、さぬき市議会での議決を経て、指定管理者として指定されます。

指定管理者として指定された後、指定管理者は市と協議の上、「基本協定」を締結することになります。

1 1 運営状況の確認等

(1) 指定管理者評価委員会による評価の実施（モニタリング）

指定管理者が行う業務の実施状況を把握し、良好な管理状況と必要なサービス水準を確保するため、定期的に指定管理者評価委員会による評価を実施します。
なお、必要に応じ、随時状況確認を実施することがあります。

(2) 利用者アンケートの実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等を行い、施設利用者の意見、苦情の聴取に努め、その結果と業務改善の反映状況について、市に報告することが必要です。

ただし、市と指定管理者との間で協議の上、アンケートではなく、他の方法で、施設利用者の意見、苦情の聴取ができる体制が図れる場合は、この限りではありません。

(3) 必要な書類の提出要求

指定管理者は、市及び指定管理者評価委員会が求める報告書・資料を提出することが必要です。

1 2 留意事項

事業の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合には、速やかに市に報告しなければなりません。その場合の措置については、次のとおりとします。

- ① 指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、市は指定の取り消し、又は業務の全部及び一部の停止を命ずることができる

ものとしします。

その場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとしします。

- ② 市又は指定管理者の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、両者は、業務継続の可否について協議するものとしします。

協議の結果、業務の継続が困難と判断した場合は、市は指定の取消し、又は業務の全部及び一部の停止を命ずることができるものとしします。

- ③ 指定管理者は、指定期間の終了、もしくは指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合には、円滑な引継ぎに協力するものとしします。

1 3 問い合わせ先

- ① 住 所 〒769-2195 香川県さぬき市志度 5385 番地 8
② 担当課名 さぬき市建設経済部 商工観光課
 観光係 担当 竹内・土佐
③ 電話番号 087-894-1114
④ F A X 087-894-3444
⑤ e-mail syokokanko@city.sanuki.lg.jp

様式第 1 号(第 2 条関係)

指 定 申 請 書

平成 年 月 日

さぬき市長 大山 茂樹 殿

複数の法人等で申請される場合右欄には代表者となる法人等を記載して下さい。

申請者

所在地
(グループ名)
団体名
代表者氏名
連絡先(電話)
(FAX 番号)

印

さぬき市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 3 条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(施設名称)

・道の駅みろく

添付書類

- 1 事業計画書(様式第 2 号)及び収支予算書(様式第 3 号)
- 2 定款の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則等)
- 3 団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第2条関係)

道の駅みろくに関する事業計画書				
申請年月日 年 月 日				
団体名				
代表者名		設立年月日		
団体所在地				
電話番号		FAX 番号		
E-mail				
現在運営している 類似施設名	所在地	主な事業内容	運営開始年月日	
			開始	年 月 日
			終了	年 月 日
			開始	年 月 日
			終了	年 月 日
			開始	年 月 日
			終了	年 月 日
			開始	年 月 日
			終了	年 月 日

事業計画書(別紙可)

【管理運営を行うに当たっての経営方針について】

【安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取組について】

【施設の管理について】

- 1 職員の配置(指揮命令系統が分かる組織図を含む。)

- 2 職員の研修計画

- 3 経理

【施設の運営について】

- 1 年間の自主事業計画(「自主事業計画」については別紙に記入のこと。)

- 2 サービスを向上させるための方策

- 3 利用者等の要望の把握及び実現策

- 4 利用者のトラブルの未然防止及び対処方法

- 5 その他(地域との連携、他施設との連携等)

【個人情報の保護の措置について】

【緊急時対策について】

- 1 防犯、防災の対応

- 2 その他、緊急時の対応

【団体の理念について】

- 1 団体の経営方針等

- 2 指定管理者の指定を申請した理由

- 3 施設の現状に対する考え方及び将来展望

その他特記すべき事項があれば記入してください。

自主事業計画書(年度)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

様式第3号(第2条関係)

道の駅みろくの管理に関する業務の収支予算書(年度)

(単位：千円)

		内 訳	備 考
収入合計 (A)			
項			
目			
支出合計 (B)			
項	人件費		
	事務費		
	事業費		
	管理費		
	事務経費		
収支 (A)－(B)			

(備考)

1年間(12月)の収支又は開館から年度末までの収支を記入してください。

自主事業予算書(年度)

団体名 _____

事業名	①募集対象	自主事業予算額					
	②募集人数	総経費	収 入		支 出		
	③1人当たり 参加費		委託料	参加費	講師謝金	材料費	その他
例 道の駅祭り	地域住民	80万円	30万円	50万円	20万円	40万円	20万円
	約500人						
	1,000円						

(備考)

事業ごとに別紙に記載してください。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、市が必要な場合には、香川県警察本部及び当該所管地元警察署に照会することについて承諾します。

記

自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

平成 年 月 日

さぬき市長 大山 茂樹 殿

グループ申請
の場合、構成
員毎に提出し
て下さい。

所 在 地

団 体 名

(ふりがな)

代表者氏名

㊞

様式第 5 号

申 請 取 下 書

平成 年 月 日

さぬき市長 大山 茂樹 殿

申請者

複数の法人等で申請される場合右欄には代表者となる法人等を記載してください。

所在地
(グループ名)
団体名
代表者氏名
連絡先(電話)
(FAX 番号)

印

さぬき市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 3 条の規定による指定管理者の指定を受けたく平成 年 月 日付けで申請しましたが、下記事由により申請を取り下げたい。

記

(施設名称)

- ・道の駅みろく

(取り下げる事由)

【別紙1】

平成 年 月 日

香川県さぬき市建設経済部
商工観光課長 殿

現地説明会への参加申込書

道の駅みろくの指定管理候補者募集についての現地説明会の参加を申し込みます。

団体の名称			
所在地		〒	
代表者氏名		(肩書)	(氏名)
ふりがな 担当者氏名			
連絡先	電話番号		
	FAX番号		
	E-mail		
出席者名		(職名)	(氏名)
		(職名)	(氏名)

※説明会への参加は、1団体において2名までとします。

【別紙2】

募 集 内 容 等 質 問 書

平成 年 月 日

香川県さぬき市建設経済部

商工観光課長 殿

団 体 の 名 称		
所 在 地		〒
代 表 者 氏 名		(肩書) (氏名)
ふ り が な 担 当 者 氏 名		
連 絡 先	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	E - m a i l	
質 問 内 容		

※質問内容が多岐又は一つのご質問が2枚以降にわたる等、質問書が複数になる場合は2枚目以降はページ番号を付けた上(例:○/5)で、質問内容のみご記入ください。

【資料1】

平成29年度 道の駅みろく決算資料

収入の部

(単位：千円)

項 目	金 額
物販収入	24,461
その他収入	746
指定管理料	1,000
収 入 合 計	26,207

支出の部

(単位：円)

項 目	金 額
人件費	6,029
仕入費用	15,790
光熱水費	1,571
消耗品費	554
リース料	1,084
その他	2,984
支 出 合 計	28,012

【資料2】

平成29年度 道の駅みろく利用者数状況

利用者数 (単位 人)
59,571

※香川県観光動態調査結果による。

【資料3】

平成29年度 道の駅みろく運営状況

(4月) 新商品の開発・販売	牧場ミルク&チョコソフトクリームを販売
(5月) 東讃満喫ツーリング tour de 103	休憩場所等を提供
(8月) ふるさと再発見企画イベント	親子でスイカのタネ飛ばし大会を開催
(2月) 自慢の逸品ラリーグランプリ受賞	牧場ソフトクリーム準グランプリ
(3月) さぬき源内ふるさとまつり	第7回 S-1 グランプリ参加
(3月) JR 四国地元再発見ツアー	和三盆の世界に協力し、ドーナツ提供

※道の駅みろく指定管理報告書より抜粋。